

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第19号

相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

相模原市国民健康保険条例(昭和34年相模原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「100分の6.05」を「100分の6.4」に改める。

第14条中「25,500円」を「27,000円」に改める。

第16条中「100分の2.3」を「100分の2.7」に改める。

第18条中「10,000円」を「11,000円」に改める。

第19条第1号中「6,000円」を「7,000円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「3,500円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「5,250円」に改める。

第20条中「100分の2.15」を「100分の2.32」に改める。

第22条中「9,500円」を「11,500円」に改める。

第28条第1号ア中「17,850円」を「18,900円」に改め、同号ウ中「7,000円」を「7,700円」に改め、同号エ(ア)中「4,200円」を「4,900円」に改め、同号エ(イ)中「2,100円」を「2,450円」に改め、同号エ(ウ)中「3,150円」を「3,675円」に改め、同号オ中「6,650円」を「8,050円」に改め、同条第2号ア中「12,750円」を「13,500円」に改め、同号ウ中「5,000円」を「5,500円」に改め、同号エ(ア)中「3,000円」を「3,500円」に改め、同号エ(イ)中「1,500円」を「1,750円」に改め、同号エ(ウ)中「2,250円」を「2,625円」に改め、同号オ中「4,750円」を「5,750円」に改め、同条第3号ア中「5,100円」を「5,400円」に改め、同号ウ中「2,000円」を「2,200円」に改め、同号エ(ア)中「1,200円」を「1,400円」に改め、同号エ(イ)中

「600円」を「700円」に改め、同号エ(ウ)中「900円」を「1,050円」に改め、同号オ中「1,900円」を「2,300円」に改める。

第28条の2第1項第1号中「3,825円」を「4,050円」に改め、同項第2号中「6,375円」を「6,750円」に改め、同項第3号中「10,200円」を「10,800円」に改め、同項第4号中「12,750円」を「13,500円」に改め、同条第2項第1号中「1,500円」を「1,650円」に改め、同項第2号中「2,500円」を「2,750円」に改め、同項第3号中「4,000円」を「4,400円」に改め、同項第4号中「5,000円」を「5,500円」に改める。

附則第15条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(子どもに係る国民健康保険税の減額に係る特例)」を付し、同条中「及び令和5年度」を「から令和6年度まで」に改める。

附則第16条の見出しを削り、同条中「令和5年度」の次に「及び令和6年度」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の相模原市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。